

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年9月14日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 1小澤 哲男・2川邊 千秋・3下井 弘・4田村 明
5若林 卓哉・8喜多 義幸・9竹尾 泰
10田中 茂人・11清水 喜代己・12平松 崇己
13横山 光次・19太田 義政・21坂野 大徹・23水谷 隆
以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：中山主査 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 3下井 弘・5若林 卓哉

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 買受適格証明願(競売)について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)
則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第9回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
3番 下井 弘委員・5番 若林 卓哉委員よろしく申し上げます。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ござい
ます。
番号1から番号6で、件数は6件、合計面積は24,456㎡で、その内訳は
田が23,026㎡で畑が1,430㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約
したものであります。

3ページから15ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、ござい
ます。
番号1から16で、件数は16件、合計面積は100,702.11㎡で、そ
の内訳は田が84,861㎡、畑が15,841.11㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありま
すので、届出人に対して指導しております。

16ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござい
ます。
番号1、番号2 駐車場用地
以上、件数は2件、合計面積は957㎡で、すべて田でございます。

17ページから18ページをお願いします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権
移転）、でございます。
番号1 一般個人住宅用地
番号2 児童発達支援放課後等デイサービス施設
番号3 一般個人住宅用地
番号4 分譲住宅用地
番号5 倉庫用地
番号6 一般個人住宅用地
番号7 店舗用地

以上、件数は7件、合計面積は6, 154. 61㎡で、その内訳は田が5, 216. 61㎡で畑が938㎡でございます。

19ページをお願いします。

報告第5号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1 駐車場用地

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数は1件、合計面積は 田で577㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので、まず、その案件を審議し、その後、その他の案件を審議したいと思います。

それでは、番号4に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

それでは、番号4 地区 明の説明を事務局お願いします。

事 務 局

それでは、21ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町林荒堀_____、登記地目・現況地目とも田、面積 872㎡ 外1筆、合計面積 3, 006㎡、受人 _____、面積 45, 588㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は1件、面積は3, 006㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

田中委員 10番田中です。ここは田んぼで耕作しておりまして、その方が高齢で譲りたいということで、問題ないと思います。許可をよろしくお願いします。

議 長 番号4について、地元委員さんからの意見が異議なしの報告がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号4について、許可をすることに決定いたします。

議 長 _____委員入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、その他の案件の説明を事務局お願いします。

事 務 局 20ページをお願いします。
 続きまして番号1、地区 大里、申請地 大里川北町本郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 267㎡ 外4筆、合計面積 4,789㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業法人の設立に伴う所有権の移動のためです。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町上野南大蔵____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 79㎡、受人 _____、面積 34,597㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町高佐里南____、登記地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外7筆、合計面積 1,537㎡、受人 _____、面積 8,409.91㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

21ページをお願いします
 番号5、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本大石____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,796㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町太田水壁_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 160㎡、受人 _____、面積 4,669㎡、渡人 _____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、耕作不便・低生産地のためです。

以上、番号4を除き件数は5件、面積は9,361㎡で、このうち田が4,857㎡、畑が4,504㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。新規農業法人立ち上げということで、喜ばしいことなので、許可をよろしくお願いいたします。

議長 番号2、地区 上野、番号3、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。番号2と3、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。9月7日に推進委員の方と現地確認をしました。今度営農していただく方、ちょっと遠いのですが、果樹とかいろいろ栽培していただくということで良いという判断をしました。

議長 番号6、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。畑で、隣の所有者に譲るということです。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1から番号3及び番号5、番号6について、地元委員さんから異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野橋爪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 254㎡の内1, 253.69㎡、借受人 _____、面積 37, 308.83㎡、貸渡人 _____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は1件、面積は1, 253.69㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員

8番喜多です。これについて、問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長

番号1について、地元委員さんから、異議なしということでした。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

23ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野橋爪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 254㎡、区分地上権者 _____、区分地上権設定者 _____。

設定理由は、区分地上権者、区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は1, 254㎡、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第7号農地法第5条1項の規定による許可申請について、地上権もご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。先ほどの案件に関連し、下で柵を作るということです。よろしく願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 神戸、申請地 野田柳谷_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 138㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫及び作業場用地とするものです。

昭和45年頃に、当時農業をしていた先代が、農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 安東町堀_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 100㎡ 外1筆、合計面積 461㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫、作業場及び庭用地とするものです。

昭和45年に先代が農業用倉庫を建築したのに併せて作業場及び庭を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、登記地目・現況地目とも田、面積 499㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、面積は1,098㎡で、その内訳は田が960㎡で畑が138㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。7日に推進委員と現地を見ました。問題ないと思いますので
よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。9月7日に4名の推進委員とともに確認いたしました。問題
ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。7日に事務局並びに、推進委員さんとともに現地を見させ
ていただきました。現状は田ですが、隣は兄弟の家が建ってしまっていて、ゆくゆくは農業を
しなさるということで、家をここに建てるということでした。問題ないと思います。
よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の意見でござ
います。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定い
たします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有
権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 25ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移
転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野_____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 70㎡ 外1筆、合計面積 137㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野_____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 443㎡ 外1筆、合計面積 871㎡、受人 _____
、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、申請地 雲出島貫町北浦_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 535㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を貸駐車場及び資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安東、申請地 河辺町前出_____、登記地目 田、現況地
目 畑、面積 244㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安東、申請地 河辺町前出_____、登記地目 田、現況地
目 宅地、面積 40㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。

昭和51年ごろから進入路用地として使用していた旨の始末書の提出があり
ますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内_____、登記地目・現況
地目とも畑、面積413㎡ 外1筆、合計面積 727㎡、受人 _____、
渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、51%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いします。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町忍田興_____、登記地目 田、現況地
目 宅地、面積 156㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、農業用施設用地と判断されます。

番号8、地区 安濃、申請地 安濃町内多皆廣_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 144㎡ 外1筆、合計面積 157㎡、受人 _____ 外
1名、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町清水山添_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 218㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を事務用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町安濃柱_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 20㎡ 外1筆、合計面積 35㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件で、面積は3,120㎡で、このうち田が440㎡、畑が2,680㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして、特に問題ないと思われま
す。よろしく申し上げます。

議長 番号3、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。これも同じ日に関係者と現地確認しました。特に問題ありま
せん。以上です。

議長 番号4、番号5、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。9月7日の日に地区の推進委員4名、事務局とともに現地確
認いたしました。問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 番号6、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。9月7日に現地確認を推進委員の方としました。問題ないの
でよろしく申し上げます。

議長 番号7、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。9月7日に事務局と推進委員の方と一緒に現地確認をしまし
た。_____なんですけど、現にここ農業用倉庫が建っております。その東側
に_____が耕作している田んぼがありまして、田んぼの横ということで今回

希望を出されたということです。聞いてみますと_____の方が一斉に収穫作業に来られるということです。特に問題はないと判断しました。よろしくお願いします。

議 長 農業用施設用地でも転用がいるのか。

事務局 200㎡未満の農業用施設であれば第29条の「届出」を提出してもらうのですが、それも提出していただいております。200㎡以上ですと許可案件になります。

議 長 番号8から番号10、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。どちらも住宅地になってきている場所です、問題はないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをお願いします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本西町_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 274㎡ 外2筆、合計面積 855㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成13年8月ごろから申請者が経営する事業所の駐車場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は855㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 棕本

竹尾委員 9番竹尾です。9月7日に事務局、推進委員の方と現地確認をしました。す
でもう一部は利用されていたということで、始末書も出ておるとい
ことで

す。
現地確認をして特に問題ないと判断しました。よろしくお願
いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしとい
うこと
でござ
います。
いか
がで
しょう
か。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案6号については、許可を
する
ことに
決定
いた
し
ま
す。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
につ
いて
(地上
権)、
事務
局の
説明
をお
願
い
し
ま
す。

事 務 局 28ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて
(地上
権)、
で
ご
ざ
い
ま
す。

番号1、地区 上野、申請地 河芸町久知野橋爪_____、
登
記
地
目
・
現
況
地
目
と
も
田
、
面
積 1, 254㎡の内0.31㎡、地上権者 _____、
地
上
権
設
定
者 _____。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地
(一
時
転
用)
と
す
る
も
の
で
す。

一時転用期間は10年間になります。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は0.31㎡で、すべて田でござ
い
ま
す。

この案件につきましても、許可要件である、転用の確
実
性
・
周
辺
農
地
へ
の
被
害
防
除
措
置
・
下
部
の
営
農
計
画
が
一
時
転
用
許
可
期
間
中
に
適
切
な
継
続
が
確
実
で
あ
る
か
否
か
・
農
作
物
の
生
育
に
適
した
日
照
量
を
保
つ
た
め
の
設
計
と
な
っ
て
い
る
か
否
か
・
支
柱
の
高
さ
が
2m
以
上
を
確
保
し
、
農
業
機
械
等
の
利
用
が
可
能
で
あ
る
か
否
か
を
確
認
し
た
と
こ
ろ
、
特
に
問
題
が
な
い
も
の
と
判
断
さ
れ
、
許
可
要
件
の
す
べ
て
を
満
た
し
て
い
る
と
考
え
ま
す。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願
い
いた
し
ま
す。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺
い
ま
す。
番
号
1、
地
区 上野、お願
い
し
ま
す。

喜多委員 8番喜多です。いまの事務局の説明通り何ら
問
題
あ
り
ま
せ
ん
の
で
よ
ろ
し
く
お
願
い
し
ま
す。

議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案7号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	29ページをお願いします。 議案第8号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 安東、願出者 _____、申請地 安東町堀 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 56㎡ 外1筆、合計面積 73㎡。 これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和63年に倉庫敷地として活用し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は1件で、合計面積は73㎡、すべて畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番川邊です。問題ございませんので、よろしく申し上げます。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案8号については、証明することといたします。 次に別冊でお配りしました、議案9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください

い。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で19,726㎡畑の賃貸借、使用貸借で5,646㎡、契約件数は11件でございます。

河芸地区につきましては、該当がございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借32,581㎡、契約件数は6件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で4,767㎡、畑の賃貸借で、1,061㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の所有権移転で2,728㎡、契約件数は1件でございます

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて59,802㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で6,707㎡、合計契約件数は19件、合計面積は66,509㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区5件、安濃地区6件、芸濃地区1件で合計12件、合計面積は57,684㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で63.15%、面積で86.73%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

議長 それでは、議事参与の制限に係る案件のうち、整理番号1-5について、議長を部会長職務代理者と交代します。

部会長職務代理者 それでは、議長を務めさせていただきます。
整理番号1－5に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

部会長職務代理者 この件ですが、ページ数9ページです。
この件につき、何か意見はございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長職務代理者 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

部会長職務代理者 ありがとうございます。それでは、議長を部会長と交代します。

議 長 それでは続きまして、議事参与の制限、整理番号1－2についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきまして適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時41分

上記は、第9回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和5年9月14日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____